

## 田村市公告第158号

田村市インセクトカルチャー醸成業務委託について、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、企画提案書等の提出者を次のとおり公募するので公告します。

令和8年5月11日

田村市長 白石 高司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

田村市インセクトカルチャー醸成業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「田村市インセクトカルチャー醸成業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

#### (4) 契約上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者または契約締結時までに登録される見込みがある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 日本国内に事業所を有する法人であり、国税（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）を滞納していない者であること。
- (4) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成 11 年法律第22 号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

### 3 実施要領等の入手方法

実施要領等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、観光交流課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

### 4 質問書の提出

(1) 提出期限

**令和8年5月15日（金）午後5時（必着）**

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。

その際、電子メールの件名の先頭に【田村市インセクトカルチャー醸成業務】と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

電 話 0247-81-2136

電子メール kanko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

### 5 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

**令和8年5月20日（水）午後5時（必着）**

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2） 1部

(イ) 参加資格要件確認書（様式3） 1部

(ウ) 企業実績調書（様式4） 1部

- (エ) 国税（「法人税」と「消費税及地方消費税」）の納税証明書の写し 1部
- (オ) 直近2年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各1部

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後3時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。  
 なお、持参する場合は、開庁時間内のみとする。

(3) 提出先

田村市産業部観光交流課  
 〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式5） 1部
- (イ) 企画書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）
- (ウ) 見積書（任意様式） 2部（正本1部、副本1部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

| No. | 項目                                 | 内容   |
|-----|------------------------------------|--|
| 1   | 市民参加型の昆虫関連イベントの実施                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や来訪者が実際に昆虫に触れ、学び、体験することができるよう昆虫をテーマとした昆虫採集（観察）イベント等を企画すること。</li> <li>・市民の昆虫に対する愛着と誇りを醸成する企画とすること。</li> </ul>   |
| 2   | SNSを活用したフォトコンテスト、広報宣伝力向上のための勉強会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・宣伝力の向上につながるSNSを活用した昆虫フォトコンテストを開催すること。</li> <li>・本事業で設置するフォトスポットやサイン等を市民が自発的に情報発信できるよう、市民の昆虫情報の発信力強化につながる勉強会を開催すること。</li> <li>・市民の地域資源の理解促進や魅力の再確認に寄与する内容を盛り込むこと。</li> </ul> |

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 3 | 昆虫フォトスポットの設置及び昆虫に関する撮影アイテムの制作  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昆虫型パネルと写真が撮影できるスポットを制作・設置すること。</li> <li>・昆虫に関連する撮影アイテム（例：昆虫カチューシャなど）を制作すること。</li> <li>・市民等が集まる場所を活用し、昆虫に対する機運醸成や撮影拡散による情報発信効果に寄与する内容を盛り込むこと。</li> </ul>   |
| 4 | 昆虫関連サイン等の制作及び設置                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体のムーブメントを表すシンボルとなる街灯タペストリー（フラッグ）等を制作し、設置すること。</li> <li>・市民が自発的に情報発信したくなるような特徴的なサイン等を設置すること。</li> <li>・市民が昆虫振興を軸とした地域資源への愛着を深めることや昆虫を核としたブランディングの効果的な発信に資する内容とすること。</li> </ul>                               |
| 5 | 市民協力型の昆虫採集（観察）場の設置             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の協力のもと、昆虫関連イベント実施場所やフォトコンテストの撮影場所となるような昆虫採集（観察）場を設置すること。</li> </ul>   |
| 6 | 市民協力型の昆虫関連動画撮影及び動画制作、広告配信、成果分析 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体で市民が参加する各事業及び既存の事業を記録映像として撮影すること。</li> <li>・撮影した映像を基に昆虫を核としたブランディング内容を対外的に配信するため動画を制作すること。</li> <li>・市の認知度向上と現地誘客に資するための具体的な広告配信方法を提案すること。</li> <li>・成果分析を実施し、分析結果をもとに地域ブランディングの推進に資する提言を行うこと。</li> </ul> |
| 7 | 実施体制・運営管理                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施体制及び運営管理方法を提案すること。</li> </ul>   |

(6) 企画書作成に係る留意事項

(ア) 記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。

(イ) A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) その他

(ア) 企画は 1 社 1 提案とすること。

(イ) 電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。

(ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。

(エ) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

(ア) 企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市インセクトカルチャー醸成業務委託審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。

(イ) プレゼンテーションは1社30分以内（提案の説明20分、質疑応答10分）とする。

※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。

プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。

(ウ) 審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

(ア) 実施日時 **令和8年6月第1週目**

(イ) 会場 田村市役所 本庁 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

審査における評価項目、配点は、下記のとおりとする。

| 評価項目                                    | 評価の着目点   | 配点 |   |    |     |   |
|---|--|----|---|----|-----|---|
|   |  | 優  | 良 | 普通 | やや劣 | 劣 |
| ① 市民参加型昆虫関連イベント事業の実施 (10点)              | ・市民の昆虫に対する愛着と誇りを醸成する企画が提案されているか。   | 10 | 8 | 6  | 4   | 2 |
| ② SNSを活用した昆虫フォトコンテスト、昆虫情報発信勉強会の開催 (10点) | ・市民の地域資源の理解促進や魅力の再確認につながる企画が提案されているか。<br>・市民の広報・宣伝力向上のため効果的な提案内容となっているか。         | 10 | 8 | 6  | 4   | 2 |
| ③ 昆虫フォトスポットの設置及び昆虫に関する撮影アイテムの制作 (10点)   | ・昆虫が身近に感じられる、興味を持ってもらえる取組みが提案されているか。<br>・機運醸成や情報発信効果に寄与する内容が盛り込まれているか。           | 10 | 8 | 6  | 4   | 2 |
| ④ 昆虫関連サイン等の制作及び設置 (10点)                 | ・市民が昆虫振興を軸とした地域資源への愛着を深める提案内容となっているか。<br>・昆虫を核としたブランディングの効果的な発信がなされる提案内容となっているか。 | 10 | 8 | 6  | 4   | 2 |
| ⑤ 市民協力型の昆虫採集（観察）場の設置 (10点)              | ・市民と協働して事業を実施する提案内容となっているか。  | 10 | 8 | 6  | 4   | 2 |

|  |  |    |   |   |   |   |
|--|--|----|---|---|---|---|
| ⑥ 市民協力型の昆虫関連動画撮影及び配信、メディア広告、効果分析 (10点) | ・広報・情報発信の方法は戦略的か。<br>・効果的な調査・分析がなされる提案内容となっているか。                                       | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ⑦ 事業実施体制 (10点)                         | ・本事業遂行のために必要な業務実施体制、運営管理、スケジュールは十分か。   | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ⑧ 全体的事項 (10点)                          | ・本市の特性や地域性を踏まえた提案であるか。<br>・市の目的に適合した事業がなされる提案となっているか。                                  | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ⑨ 実績 (10点)                             | ・イベント企画・運営かつ SNS を活用した事業企画・運営等の実績があるか。<br>※企業実績調書 (様式 4) により 1 件あたり 2 点で評価を行う。(最大 5 件) | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| ⑩ 事業費 (10点)                            | ・5×最も安価な事業者の見積額/当該事業者の見積額<br>※小数点以下第 1 位を四捨五入する。                                       | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

#### (4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

#### (5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者が全委員の合計得点の平均が 60 点以上を満たさなかった場合及び最高得点者が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

#### (6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

### 9 その他

#### (1) 見積徴収

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収する。

#### (2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

#### (3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

#### (4) その他

この要領に定めのない事象があった場合は委員会により協議を行う。

## 10 問合せ

田村市産業部観光交流課（担当：渡邊、鈴木）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-81-2136

電子メール [kanko@city.tamura.lg.jp](mailto:kanko@city.tamura.lg.jp)

## 11 日程

| 項 目            | 日 程          |
|----------------|--------------|
| 公募開始（プロポーザル公告） | 令和8年5月11日（月） |
| 質問書の提出期限       | 令和8年5月15日（金） |
| 参加表明書等の提出期限    | 令和8年5月20日（水） |
| 企画提案書の提出期限     | 令和8年5月29日（金） |
| プレゼンテーション審査会   | 令和8年6月第1週目   |
| 審査結果通知         | 令和8年6月上旬     |